

| 審議会等の会議録           |   |      |    |
|--------------------|---|------|----|
| 会議の名称              | 令和元年度第1回座間市都市計画審議会  |      |    |
| 開催日時               | 令和元年11月19日(月) 14時00分～15時00分   |      |    |
| 開催場所               | 座間市役所4階 第2会議室   |      |    |
| 出席者                | <p>(出席) 長谷川会長 沖本副会長 熊切委員 沖永委員 加藤(学)委員<br/>長本委員 井上委員 笠間委員 (代理:小池委員)<br/>鈴木委員 (代理:開元委員) 小林(淳)委員 (代理:岡崎委員)<br/>小林(奈)委員 日浅委員 加藤(宗)委員</p> <p>(欠席) 山本委員 窪委員</p>   |      |    |
| 事務局                | 遠藤市長 北川都市部長 浅黄都市計画課長 高橋公園緑政課長<br>鈴木農政課長 堀切道路整備推進担当課長 原技幹兼都市計画係長<br>片野主事 小玉主事  |      |    |
| 公開の可否              | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開   | 傍聴人数 | なし |
| 非公開・一部公開した理由       | _____   |      |    |
| 議題                 | 審議事項<br>議案第1号 座間都市計画生産緑地地区の変更(案)について<br>議案第2号 座間市景観計画の変更(案)について<br>報告事項<br>報告第1号 座間市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例(案)について  |      |    |
| 資料の名称              | 送付資料一式及び当日配布資料一式  |      |    |
| 会議の内容 ※会議次第及び発言要旨等 | 事務局 それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和元年度第1回「座間市都市計画審議会」を開催させていただきます。本日は、各委員さんにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠に有難うございます。<br>議案の審議に至るまでの進行につきましては、事務局により次第に基づき、進めさせていただきます。<br>それでは、今回、座間市議会役員の改選、神奈川県の人事情況により、新たに都市計画審議会の委員をお願いしておりますので、ただ今から、遠藤市長より委嘱状の交付をさせていただきます。<br><br>(熊切和人委員、沖永明久委員、沖本浩二委員、加藤学委員、笠間順委員、鈴木真由美委員、小林淳一委員 7名に委嘱状の交付)<br><br>ありがとうございました。 |      |    |

事務局 委員の任期は座間市都市計画審議会条例第3条第2項の規定により、前任者の残任期間となりますので、令和2年1月15日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、以降の審議会の開催にあたりましては、改めて委嘱状を交付させていただきます。

ここで、新たに委員となられた7名の方に、自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは、はじめに熊切委員からお願いいたします。

(新任委員自己紹介)

事務局 ありがとうございます。

次に事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

どうぞよろしく願いいたします。

次に、本日の委員さんの出席状況ですが、山本委員及び窪委員からは事前に欠席の旨のご連絡を賜っておりますので、15名中13名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、「座間市都市計画審議会条例施行規則第5条第3項」により、本日の審議会は成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、ただ今から、座間市都市計画審議会を進行させていただきます。

はじめに、遠藤市長から挨拶を申し上げます。

市長、よろしく願いいたします。

(市長挨拶)

事務局 ありがとうございます。

続きまして、当審議会の会長であります長谷川様より、ご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局 ありがとうございます。

次に、副会長でありました中澤前委員さんが市議会役員の改選により交替されましたので、ただ今、副会長が空席となっております。

従いまして、ここで、改めて都市計画審議会副会長の選出いただきたく、会長の進行により選出をお願いいたします。

会 長 中澤前委員さんが市議会役員の改選により交替となりましたので、改めて都市計画審議会副会長をご選任いただきたいと思います。  
「座間市都市計画審議会条例第4条」の規定によりまして、皆さまの中から互選により副会長1名を選出することになっております。どなたかご意見ございますでしょうか。特にご意見なければ、事務局に一任してよいでしょうか。

(異議なし)

会 長 異議なしということですので、それでは事務局案を発表してください。

事務局 副会長につきましては、慣例によりまして、都市計画審議会条例第3条第1項第1号の市議会委員さんより選出いただきたいと考えております。

会 長 ただ今、事務局より案をご提示させていただきましたが、市議会議員の方でどなたか立候補される方、または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

委 員 沖本委員を推薦いたします。

会 長 ただいま、沖本委員をご推薦いただきましたが、これに皆さまご異議ございますでしょうか。

(異議なし)

会 長 では、皆様のご賛同をいただきましたので、副会長には沖本委員さんに決定させていただきます。

どうもありがとうございました。

沖本委員、どうぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

それではお手数ですが、沖本委員さんには副会長席へ移動をお願いいたします。

それでは、ここで、副会長とられました沖本委員様からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いします。

(副会長挨拶)

事務局 ありがとうございます。  
ここで、副会長が決まりましたので諮問準備のため休憩を5分程度いただきたいと思います。

－休憩－

事務局 お待たせいたしました、準備が整いましたので、休憩を解き、再開させていただきます。

審議へ移らせていただきますが、本審議会は、座間市協働まちづくり条例第12条の規定に基づき、会議の全部又は、一部を公開することとされていますので、ご了承お願いいたします。

それでは次に本日の議案、第1号「座間都市計画生産緑地地区の変更（案）、議案第2号「座間市景観計画の変更（案）」について、市長から会長へ諮問させていただきます。皆さまのお手元には、諮問書の写しをお配りしますのでご覧ください。

（諮問書提出）

事務局 恐れ入りますが、市長は他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

（市長退席）

事務局 これからの議事進行につきましては、座間市都市計画審議会条例施行規則第5条第1項に基づきまして、議長を長谷川会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議題に入ります。

ただ今、市長より諮問のありました、議案第1号 座間都市計画生産緑地地区の変更（案）について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、初めに本日の配布資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

それでは、議案第1号座間都市計画生産緑地地区の変更（案）について、説明させていただきます。

事務局 はじめに、生産緑地地区の「制度の概要」と「指定および廃止要件」について若干説明をさせていただきます。

生産緑地地区は、都市計画法において、市街化区域内における、良好な都市環境の形成に、資する農地等の計画的な保全を目的として決定されたものであり、平成3年の「生産緑地法」の改正に伴い、平成4年度に生産緑地地区の決定が県下一斉に行なわれました。

生産緑地地区の指定の要件といたしましては、市街化区域内にある農地等で、500平方メートル以上の規模の区域であること、都市環境の向上の観点から効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること等でございます。

また、生産緑地地区の廃止の要件といたしましては、主たる農業従事者が死亡又は故障等により、農業の継続が困難な場合に、土地所有者の権利救済の観点から、土地の買取りについて、市長に申し出ることができます。

この場合、市長は、特別の事情がない限り時価で買取るものとされていますが、生産緑地地区は市街化区域内における農地の宅地並み課税に対する税制面での優遇や、農地等の持つ緑地機能の保全活用なども目的に含まれ制定されています。

したがって、必ずしもすべて将来において公共施設として利用するために、買取るというのではなく、このため、市およびあつせん先の農業委員会で買取先がない場合には、建築行為等の制限が解除され、生産緑地地区を廃止することになります。

以上が制度の概要と指定および廃止要件でございます。

それでは、本年の座間 都市計画 生産緑地地区の変更（案）について、ご説明を申し上げます。

議案第1号資料、最初のA3刷りの資料をご覧ください。こちらは今回変更の対象の生産緑地地区の位置図となっております。今回の変更箇所は計8か所あり、うち廃止7件及び縮小1件、となっております。

つづけて、それぞれの詳細につきまして、ご説明いたしますのでA4サイズ4枚続きとなっております「計画図」の4の1をご覧ください。

まず廃止案件であります、箇所番号10番についてご説明いたします。

位置関係ですが、図面中央の黄色線にて囲まれる部分がそれぞれ当該地区であり、10番の西側の道路は座間市道緑ヶ丘23号です。

今回、この黄色の両区域、約1,980㎡を廃止しようとするもの

事務局 　　です。なお、一部資料についての補足となりますが、図面中にかっこ書きされております数字は、変更後の面積となっております。

　　この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありました。公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。

　　つづきまして、計画図の4の2をご覧ください。

　　箇所番号42、57、192、203について、それぞれご説明いたします。

　　それぞれ位置関係ですが、図面中央の42番は一部飛び地となっておりますが、それぞれの敷地の中央を抜ける道路が、座間市道新田宿14号線、図面左の57番及び203番の西側が座間市道新田宿46号線、東側は同じく45号線です。なお、この3件は同一所有者となっております。つづけて、図面右端の192番の東側に接する道路が、座間市道四ツ谷15号線となっております。

　　今回、この黄色の区域、約3,240㎡、1,090㎡、670㎡、500㎡をそれぞれ廃止しようとするものです。この42、57、203につきましても、主たる従事者の「死亡」により、192は主たる従事者の「故障」により、それぞれ買取りの申し出がありました。公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。

　　また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため行為の制限解除に至っております。

　　つづきまして、計画図の4の3をご覧ください。

　　箇所番号77番及び99番についてご説明いたします。

　　位置関係ですが、図面の東西を抜ける太線の道路が市道4号線こと都市計画道路3・4・5座間南林間線、この南林間線から図面中央の小田急線に沿って南側へ延びる道路が都市計画道路3・6・2杉久保座間線です。

　　また同じく太線で南北に抜ける道路が県道51号こと都市計画道路3・4・2相武台入谷バイパス線であり77番はこちらへ接道しています。

　　99番の地区東側に接する道路は座間市道入谷119号線、となっております。なお両区域は同一所有者となっております。

　　今回、この黄色の両区域、約720㎡と1350㎡を廃止しようとするものです。

事務局 これらの箇所につきましても、主たる従事者の「故障」により、買取りの申し出があり、77番は、公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。

一方、99番は、令和2年1月以降に、公共事業用地として座間市土地開発公社が取得予定となっております。

また、77番については、後日農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。

つづきまして、計画図の4の4をご覧ください。

箇所番号149番についてご説明いたします。

まず位置関係でございますが、図面中央に赤と黄色線で示す当該地の東側を走る大きな道路が、県道42号こと都市計画道路3・3・2広野大塚線です。また、この県道42号から西側に延び、当該地北側を通る道路が、座間市道59号線です。なお、当該区画は当初指定案件のため、直接の接道はありません。

今回、この黄色の区域約1,920㎡を赤色の区域約520㎡へ縮小しようとするものです。

この箇所につきましても、主たる従事者の「故障」により、買取りの申し出がありましたが、公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。

さらに続きまして、変更全体の概要を整理いたしますと、ただいまご説明いたしました通り、今年度は、10番、42番、57番、77番、99番、149番、192番、203番の計8件の生産緑地地区について変更を行う予定です。

面積については、廃止及び縮小により、約10,950（1町歩）減となっております。

なお、資料の「新旧対照表」においてお示ししておりますが、都市計画決定面積に関しましては、ヘクタール単位となりますので、今年度は実質約1ヘクタールの減となります。

箇所数については7件の廃止に伴い159箇所から152箇所へ変更となっております。

新旧対照表につづきます「経緯書」には、これまでの生産緑地地区の変更の経過と面積推移を示しております。

また、今回の変更に係る本日の審議会までの手続きの経過につきましては経緯書の3枚目、また、それぞれの筆ごとの面積・権利関係及

|  |  |
|--|--|
|  | <p>び各地区に係る経緯はそれぞれ一覧表に示しておりますので、各自ご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上簡単ではございますが、座間都市計画生産緑地地区の変更(案)の内容でございます。</p> <p>最後に、案の縦覧結果についてでございますが、本件につきましては、都市計画法第17条に基づき、令和元年10月15日から同月29日まで、案の縦覧を行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上で、座間 都市計画 生産緑地地区の変更(案)についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>議 長     ただ今説明がありましたことについて、ご意見、質問等ありますでしょうか。</p> <p>委 員     10番の廃止についてですが、本日たまたま前を通ったのですが既に開発が始まっていました。当審議会を経て都市計画の変更決定が行われると思いますが、変更決定の前であっても開発を行うことは認められるのでしょうか。</p> <p>事務局     生産緑地法上、生産緑地には行為の制限がかかっています。しかし、生産緑地の買取り申し出に対して市が買取らない旨を通知してから3か月以内に行為の制限解除をしなければならないという規定になっており、制限解除が終わるとその時点で開発ができるようになります。</p> <p>委 員     行為制限が解除された時点で開発が可能になるという理解でよろしいですね。</p> <p>事務局     はい。</p> <p>委 員     続けて質問よろしいですか。</p> <p>事務局     77番と99番の廃止についてですが、99番は市で買取るとのことでしたが、私が知る限りこれまで廃止した生産緑地を市が買取るのは今回これが初めてではないかと思うのですが。</p> <p>事務局     以前にも道路の隅切り部分になる土地を買取ったり、都市計画道路がかかる部分のみ買取ったりといった事例は過去にもあります。全体を買収したというのは今回が初めてだと思います。</p> <p>委 員     ありがとうございます。</p> <p>          当該地は座間南林間線の計画本線の一部に当たると思うのですが、座間南林間線の計画について変更決定がされていない状態で土地の買収に入るのはいかかなものかと私は議会でも答弁しました。</p> <p>          99番に関しては変更決定されるであろう計画本線の一部に入るので市で買取りを進めるということだと思っておりますが、一方で77番</p> |
|--|--|



|  |  |
|--|--|
|  | <p>委員 に関しては変更決定が予定されている本線との絡みはどうなっているのか教えてください。</p> <p>事務局 今回公共事業用地として買取る予定の土地は99番のみであり、77番の買取りは予定していません。本線としても77番が座間南林間線にかかる予定はありません。</p> <p>委員 わかりました。<br/>あと最後にお伺いしたいのは149番です。<br/>これに関しても都市計画道路広野大塚線との関係があると思うのですが、広野大塚線に関しては都市計画からするとまだ県の道路計画の中でも検討地という形になっております。今現在県や座間市や綾瀬市、海老名市等関係機関の中で協議は進んでいると思われませんが、もし着手をするとなるならば、おそらく現況の計画本線より道路幅員は広がりますよね。ということは今の段階でここを買取らないという判断は、広野大塚線との関係から言えば、当面ここは工事の着工予定がないという見通しからなのでしょうけど、もしもその計画変更箇所から具体的な丈切り等を行うとするならば、本線との関係からすれば当該地の買取りも行政側の立場からすれば視野に入ってくるのではないかと思うのですが、考えをお聞かせください、</p> <p>事務局 都市計画道路広野大塚線につきましては、関係する綾瀬市や行政団体、東部センターも含めて勉強会を開いて検討している状況ではあります。ただ、今現在本線が広がるとか本線が変わるといったことまでは検討しておりませんので、今回は解除という形になっております。</p> <p>委員 広野大塚線の都市計画決定されている本線幅員は何メートルですか。</p> <p>事務局 現在22メートルです。</p> <p>委員 ということは、22メートルの本線からすれば現況の道路よりも広がることは間違いないですよね。とすると、この土地に関して言うと広野大塚線の整備の促進という立場から考えるならば、買取り等の検討を行った方が良いと思うのですが。先ほどの座間南林間線との整合性も含めてお伺いしたいです。</p> <p>事務局 当該地は計画図の現計画線より外れておりますので、現段階では都市計画道路にかかっていません。</p> <p>委員 ありがとうございます。<br/>図面を見ると確かに幅員は現行道路から東側に膨れていますね。一方で、広野大塚線は既に綾瀬市側は整備されていますよね。綾瀬市側の道路幅員は何メートルですか。</p> |
|--|--|

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>今具体的なことがわからなければ無理にとは申しませんが、要するに今22メートルで決定していたとしても、綾瀬市側の接合部分との幅員が同じでないと、都市計画上は問題になってきますよね。</p>  |
| 事務局 | <p>その部分につきまして勉強会を開いて検討している段階です。</p>   |
| 議長  | <p>また、先ほどの綾瀬市側の計画決定幅員は22メートルです。</p>   |
| 委員  | <p>他に質疑はありますか。</p>  |
| 事務局 | <p>99番の関係で教えていただきたい。農業委員会の方でも買取りの関係でお話をさせていただいているのですが、金額的な部分を含めた中でなかなか買取りが出てきません。参考に教えていただきたいのですが、今回の開発公社が買取る際の売却価格は調整区域の価格なのか、市街化区域の価格なのか、どちらの基準になるか教えてください。</p> |
| 事務局 | <p>もう一点、99番については墓地があったかと思うのですが。</p>   |
| 委員  | <p>99番の金額ですが、これから不動産鑑定を行い、その中で金額が決まってきます。</p>   |
| 事務局 | <p>その鑑定は市街化区域基準なのか、調整区域基準なのかを教えてください。</p>   |
| 委員  | <p>市街化並となります。</p>   |
| 事務局 | <p>この区域に墓地は含まれていないのでしょうか。</p>   |
| 議長  | <p>この中には含まれていません。</p>   |
| 委員  | <p>よろしいですか。</p>   |
| 議長  | <p>はい。</p>  |
| 委員  | <p>他に質疑はありますか。</p>  |
| 事務局 | <p>149番につきまして、主たる従事者が死亡のため営農不可ということですが、520平方メートルほど土地が残っていますよね。その営農従事者は誰になっているのでしょうか。</p>  |
| 委員  | <p>現在の営農従事者ということでよろしいでしょうか。</p>   |
| 事務局 | <p>主たる従事者が亡くなられて営農が不可能になったということですが、残った農地は誰かが引き継ぐのですか。</p>   |
| 委員  | <p>ご家族が引き継がれます。</p>   |
| 事務局 | <p>営農従事者の方が亡くなり、ご家族が残った部分は責任をもって管理しますと伺っております。</p>  |
| 委員  | <p>ご家族が全部の土地は耕作できないけれども狭い面積ならできると、そういうことでしょうか。</p>  |
| 事務局 | <p>そうですね。</p>   |
| 委員  | <p>経緯が書かれている資料の内、法定協議の日付が抜けていますが何月何日でしょうか。</p>  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>事務局 資料作成の際日付を入れ忘れてしまいました。申し訳ございません。</p> <p>実際は9月18日に協議を開始しております。協議が完了したのは10月9日です。</p> <p>議長 他に質疑はありますか。</p> <p>委員 確認ですが、99番の買取りの件について、99番の面積すべてが土地改良に必要なのでしょうか。それとも一部分だけが引っかかっていて一部分を買えば済むのでしょうか。</p> <p>事務局 99番に関しましては、座間南林間線の都市計画道路自体については一部かかる形になります。残りの面積につきましては、座間南林間線全線を見ますと移転等を生じる可能性がありますので、代替地としての利用を検討できるということで全体の面積を買取る予定です。</p> <p>委員 私の親類で、行政が道路を通す際に土地を全部買ってほしいとお願いしたが必要な分しか買い上げませんと言われました。そのように行政関係は随分厳しい引き方をされていると私も経験しました。買われた方は残地が狭くなるため売り物にならなくなり、地権者は泣かされているというような現状があるため、実際必要でないものも買われている可能性があるかどうかを確認しておこうと思いました。</p> <p>事務局 今後座間南林間線全線を作っていく中で移転する可能性がありますので、その代替地として有効利用させていただきたいと考え、買取りを予定しています。</p> <p>議長 他に質疑がなければ以上で質疑を終結し、採決したいと思います。</p> <p>座間市都市計画審議会議案第1号座間都市計画生産緑地地区の変更(案)について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p> <p>議長 賛成多数でございます。よって、座間都市計画生産緑地地区の変更(案)につきましては、原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして、答申の方法につきまして、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>委員 会長・副会長に一任します。</p> <p>議長 ただ今、会長・副会長に一任というご意見がございましたが、これについてご異議ございませんか。</p> |
|--|--|

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、答申の方法につきましては、副会長と相談のうえ行わせていただきます。

続いて事務局より、議案第2号座間市景観計画の変更(案)について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 景観計画変更(案)について、説明をさせていただきます。

本件の主な変更内容は、芹沢公園の景観重要公共施設の指定に係るものでございます。

まず本題に入る前に、景観法と座間市の景観計画について、簡単にご説明させていただきます。

平成16年12月17日に、住民、事業者、国、地方自治体の良好な景観の形成に対する責務を示し、優れた自然、歴史的、文化的景観をかけがえのない財産として守り育てることを主な目的として、「景観法」が施行されました。

この景観法の施行を受け、本市では同法を活用するため、県の同意を得て平成18年4月1日に「景観行政団体」になっております。

また本市では、地域独特の美しさを守り育てることを目的に、景観法に基づき平成20年に座間市景観条例(平成20年3月31日制定)及び座間市景観計画(平成20年8月4日座間市告示第76号)を定めました。

この景観条例と景観計画は、景観形成の基本理念や方針等を定め、これを実現していくために、景観誘導の指針や、地区ごとの特性を生かした景観づくりを進めていくための仕組みなどについて定めたものです。皆様には、事前に変更案の冊子をお送りしておりますので、この機会に一度ご一読いただければ幸いです。

なお、今回の議題となっております、景観重要公共施設につきましては、市内公共施設のうち景観上重点的に適切な整備及び維持を行う必要があると考えられる施設を指定することで、サインや施設の修景等の景観上の整備の方針と、占用許可基準を定めることができる制度となっております。

本市では、平成26年指定の市道5号線、かにかが沢公園をはじめとして、翌27年には鈴鹿長宿特定景観計画地区と座間谷戸山公園、28年は相模が丘仲よし小道を順次指定してまいりました。

今回の指定候補である芹沢公園につきましては、一枚目のA3の

資料をご覧くださいとわかる通り、本市の東部地域に所在する市立公園としては最大かつ唯一の総合公園となっております。

この芹沢公園は、当初は昭和60年から4工期に分けて整備が始まり、平成28年4月にあしかけ30年以上をかけて全区域の整備が完了しました。

園内には当市の水源供給の要となる斜面緑地や、その谷戸地形を生かした長い滑り台等の遊具、また区域西側には多目的に利用可能な広場等が整備されています。具体的な施設の配置等につきましては、本日お配りした公園パンフレットをご覧ください。

このように芹沢公園は市東部における貴重な緑地及び水源地の供給源であると共に、周辺の景観形成上大きな影響を及ぼす施設であることから、今回、指定候補とさせていただいております。

なお、本日までの経過でございますが、29年度中より管理主管課と今後の管理整備方針等について協議のうえ原案を作成、平成31年2月に景観審議会において審議を行い、了承を得ています。

また令和元年7月15日から8月16日までパブリックコメントを実施しましたが、意見の提出等は特にありませんでした。

以上、簡単ではございますが、議案第2号 景観計画の変更(案)についての説明となります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　ただ今説明がありましたことについて、ご意見、質問等ありますでしょうか。

(質疑なし)

議長 　質疑がなければ以上で質疑を終結し、採決したいと思います。

座間市都市計画審議会 議案第2号 座間市景観計画の変更(案)について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 　挙手全員でございます。よって、座間市景観計画の変更(案)につきましては、原案のとおり可決いたしました。

以上で、審議事項については、終了いたしましたので、ここで一旦10分程度休憩いたします。

—休憩—

議 長 休憩を解きまして、再開いたします。

先ほど可決いたしました、座間都市計画生産緑地地区の変更（案）及び座間市景観計画の変更（案）につきましては、皆さまに答申の写しをお配りしましたとおり、後ほど副会長と共に市長へ答申をさせていただきます。

続いて、報告事項報告第1号座間市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）について事務局の報告を求めます。

事務局 本条例の主旨は、生産緑地の下限面積を500㎡から300㎡へ引下げるものであり、平成30年度第1回の都市計画審議会においても、一度報告をさせていただいた案件となっております。

生産緑地の下限面積は、平成3年の生産緑地法改正時以降、都市計画上の緑地機能として最低限度評価できる規模として、500㎡以上確保することが適切であるとされてきました。

しかし、平成3年の改正以後も、急速な宅地開発の進展等に伴い、都市の緑地は継続的に減少を続けており、この状況を鑑みて農地の緑地機能としての役割が昨今重要視され始めています。

また、小規模な農地においても災害時の一時避難場所などとして有用性があり、都市防災機能の一翼担うものであるとも考えられ、このように小規模の農地に対しても、都市機能上の必要性が広く再認識されつつあります。

なお、前述のとおり生産緑地法では、旧来より第3条第1項第2号において面積要件は通常500㎡以上とされておりますが、平成29年5月の改正により同第2項において、市独自の条例を定めることにより下限面積を300㎡まで引き下げることができるものとされ、小規模農地が多数を占める本市においても、緑地機能の保全と防災的な観点から、同条例の必要性を認識し策定作業を進めております。

現在までの経過でございますが、平成31年度当初より原案の作成を行い、庁内調整を経て、現在、令和元年10月21日から11月22日までパブリックコメント実施しております。また合わせて、農政課と協力のうえ、生産緑地所有者への今後の生産緑地制度利用予定に係る個別アンケート調査も実施しており、年内を目途に集計を行う予定です。

パブリックコメント終了後は、令和2年3月議会へ条例案を提出できるよう引き続き作業を進めてまいります。

簡単ではございますが、以上が生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）についての報告でございます。

議 長 ただ今、報告のありましたことについて、ご意見、質問等ありま

|  |   |
|--|---|
|  | <p>事務局 すでしょうか。</p> <p>委員 参考資料として明示されている道連れ解除について、現在の座間市の生産緑地地区の中でこういった事象が生まれるところは結構あるのでしょうか</p> <p>事務局 新田宿の中に何か所か、入谷地区や栗原地区にも若干可能性のある土地があります。</p> <p>議長 他にはございませんか。<br/>他にないようですので、これで報告第1号を終わります。<br/>以上で、本日の議題事項につきまして、全て終了いたしましたので、事務局より、その他次回日程等についてお願いします。</p> <p>事務局 次回日程についてですが、日程が決まり次第、追って詳細は事務局より通知をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>議長 それでは、事務局から通知いたしますのでご対応のほどよろしくお願い申し上げます。<br/>これもちまして、本日の予定は全て終了いたしました。<br/>答申につきましては、副会長と共に市長へ答申をさせていただきます。<br/>これからの進行は事務局にお返しします。</p> <p>事務局 ありがとうございました。<br/>以上で令和元年度第1回「座間市都市計画審議会」を閉会いたします。本日はお忙しい中、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。</p> |
|--|---|